

(様式第1号)

平成24年度 第3回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成24年10月11日(木) 13:00~15:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室
出 席 者	出席 会長 柳屋孝安 副会長 中里英樹 委員 高田昌代, 宮本由紀子, 村上由起, 岩尾實, 中山克彦, 山川尚佳, 吉川博美 欠席 委員 宮地光子 (敬称略)
事 務 局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 松原, 松本
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1)会長あいさつ

(2)議題

第3次芦屋市男女共同参画行動計画(素案)について

(3)その他

2 提出資料

(1)第3次芦屋市男女共同参画行動計画(素案)

3 審議経過

=開会=

事務局/岡田: みなさん, こんにちは。本日は, お忙しい中, お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので, ただ今から平成24年度第3回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに, この会議ですが, 芦屋市情報公開条例第19条に基づき, 原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は, 非公開についてお諮りさせていただきます。現在のところ, 傍聴のご希望はございません。

会議録の公表につきましては, 発言者のお名前も公表いたしますのでよろしく願いいたします。

また, この審議会のほかに, 市組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし, 施策の推進を図っていくものです。

なお, 本日宮地委員は, 欠席でございます。

=新委員紹介=

それでは、会議開催にあたりまして柳屋会長ご挨拶をお願いします。

柳屋会長：皆さんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、皆様に意見を頂きますのは、この審議会で最も重要な仕事であります行動計画の策定です。第3次計画になります。男女共同参画社会、芦屋市での実現に貢献できたらというのはまだまだというところもあるとは思いますが、皆様のご意見を頂きまして、審議会としては初めて行動計画をつくるということでございますので、それ以前の推進委員会から残られている委員が何人かおられますが、新たな気持ちでこの第3次行動計画の策定に協力いただければと思います。また、新たに加わりました岩尾委員、留学から帰ってこられました中里副会長、どうぞご尽力いただきますようよろしくをお願いします。以上です。

事務局/岡田：ありがとうございました。では、あらためまして議事進行をよろしくをお願いします。

柳屋会長：それでは先ほど申しましたように、第3次行動計画の素案についてご審議を頂きたいということで、すでに委員さんのお手元に素案をお送りしております、一度目を通していただいていると思います。まずは事務局から素案の要点をご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局/岡田：それでは前回の審議会では、すでにお配りしております素案の中で、計画策定の背景と趣旨、意識調査から見た現状、基本目標、基本理念、また、重点的な取組として「ワーク・ライフ・バランスの促進」などを挙げたい、といったことについてご説明させていただきました。

本日は、具体的な施策の展開、第4章についてのご意見を頂きたいと考えております。前回審議会以降、8月に現行計画に挙がっている142事業について、所管している庁内各課へ事業内容のヒアリングを行ない、第4章にまとめて落とし込みをいたしました。ヒアリングの目的は、現在の第2次計画で挙がっている事業内容について、毎年実績報告を受けてはいるのですが、具体的にもう少し深くどのようなことをしてきたか、それについてどのような振り返りを行なっているのかということを中心にヒアリングをしました。その上で第3次計画について引き続き取り組んでいくべきものかどうか、そういう視点でのヒアリングです。それと、第2次計画にはかなり幅広い事業が入っておりますので、毎年事業をこの審議会に実績報告をするにあたり、なかなか全部を報告しきれないというところがあり、実際は男女共同参画推進担当がやっている部分と少し関連があるその他のものを中心に報告するというところだったので、その部分を絞って第3次計画に入れていきます。具体的には第2次計画で、例えば1つの相談事業でも、単身の女性の視点から見た相談事業、子どもがいる家庭という視点から見た相談事業、というように【再掲】と何回か出ていた部分があったのですが、1つの事業はどこか1つのところに落とし込みをするといったことで、つまり再掲で2回、3回と挙がっていた部分は整理をさせていただきました。また、ヒアリングをする中で、男女共同参画とは広い意味で関連はあっても直接的な関連とまでは言えないような事業についても、整理をするという話を所管課としています。判断の基準としまして、福祉の関係は生活密着の事業が多いのですが、生活密着の事業を全て挙げ

るのではなくて、行政の行動計画ですので行政としてセーフティネットに関わる部分の施策というのは、男女共同参画の行動計画の中でも生活関連施策として載せていくということです。特に福祉は分野ごとに分野別計画をそれぞれもっています。こども課でしたら次世代の育成支援対策計画，高年福祉課でしたらすこやか長寿プラン，その他障害福祉課や地域福祉課でもそれぞれ計画を持ちながら取り組んでいます。それらの事業全部を挙げるのではなく、セーフティネットに関わる部分を組みこみ、市全体の推進方向として取り組んでいくということを基本に整理をしました。

具体的に29ページ以降をご覧ください。表の見方ですが、表の中の24年度現状に「実施」とあるのが現行計画で実施中の事業です。そして、29年度目標に「継続」とあるものは「今後も歩みを止めずに継続して実施していくもの」、「充実」は「今の形で充実していく、あるいは工夫しながら形を少し変えながらも拡大していくもの」、「新規」は「25年度以降の新規事業」とお考えください。

では、「充実」や「新規」を中心に説明させていただきます。29ページの2「職員研修の実施」で、行政としての職員研修ということです。今まで職員研修の中で男女共同参画についての研修というのは一定取り組んではいるのですが、職員全体に行き渡るといのはなかなか難しいところがあります。現在試行的に若手職員・新任職員を中心に研修をしています。これを必置の位置づけをし、例えば新任研修の中の定例的なものとして位置づけていきたいということで「充実」としています。

それから30ページの4「男女共同参画に関する講座、講演会の実施」ですが、これは現行計画の数値目標にも挙げています。数値目標では年間12事業としていますが、現実にはここ4年間くらいでみると、年間12事業までなかなかいかない状態です。充実して取組をしたいところですが、講座実施数をそこまで増やすことが難しかったということで、継続して実施していくということです。35ページの11「女性の起業・就業に関する相談・情報提供」というところで、チャレンジ相談とチャレンジひろばというのをいれていますが、23年度に試行的にチャレンジ相談を実施、24年度も実施しました。こういうものを取り入れながら事業をしています。

31ページ7「市附属機関等における男女共同参画の推進」、これも数値目標を掲げ、女性委員の比率40%を目標に取り組んでまいりました。23年度末で34.9%までは上がっているのですが、なかなかそれ以上にはなっていないというのが現状です。引き続き次期計画においてもこの内容で取組をしていくということです。ただ、なぜ目標に達しなかったのかという分析ですが、審議会でも以前にご説明させていただいたのですが、こういう附属機関には充て職というのがあります。充て職というのは、例えば市の行政職員が委員として充てられていたり、関係団体からの代表として推薦で委員に就任していたりといった場合です。こういった市の施策がありますので、関係団体に対しては代表や会長でなくても、女性で適任の方がおられたらご推薦くださいというはある程度お伝えするように努力はしていますが、難しい部分です。ちなみに、この充て職の部分を除くと女性委員の割合は40%を超えています。ある意味社会全体の現状を表しているのかなと思います。

9「女性職員の管理職等への積極的登用」で、これも数値目標を掲げながら取組

を進め、何度か審議会でもご説明してきたところです。現在の芦屋市の考え方としては職務遂行能力や適性など総合的に判断して職員の適正配置をしています。その中で現行計画では主査級以上の女性職員の割合ということで数値目標を設定したのですが、18年度は一般事務職・技術職の総数は380人でそのうち女性が98人、主査級以上は224人でそのうち女性が30人、その割合が13.4%でスタートしています。23年度ですが、職員総数としては371人そのうち女性職員が113人、主査級以上の職員が207人でそのうち女性職員が51人、女性職員の割合が24.6%まで上がってきています。ちなみに、この主査級以上の職員の割合が増えるのにしたがって、課長級以上の女性職員の割合も平成18年度で4.7%だったのが、23年度は14.6%まで上がってきています。職務を遂行するのに訓練も能力も適性も必要な中で、職員全体の資質の向上を図りながら、その中で例えば、同程度の職務能力の場合、その人が女性だからということで昇任できないとか課長になれないというのは、現在の芦屋市ではないということです。その中で着実にこうして進んできているということです。

34ページをご覧ください。「女性のエンパワメントの推進」ということで、この基本課題を重点課題として次期計画の中で取り組みたいと考えています。先ほど申し上げたように35ページ11の「チャレンジ相談」、「チャレンジひろば」、それから「ハローワーク西宮子育て女性等の就職支援協議会への参画」を挙げていて、現状としては「実施」としてはありますが、これは現行計画には元々挙げてなかったものです。23年度以降試行的に取り組んできたのですが、第3次計画に新規で入れました。「チャレンジ相談」というのは、再就職やボランティア等の地域活動の社会活動などに参加するときに、個別に相談を受け、助言等の支援をするもので県の事業ですが、県と共催で芦屋市でも「チャレンジ相談」や「チャレンジひろば」を進めていくため、継続的な取組として第3次計画の中に載せております。

13「女性のための就労相談」を新規としています。「女性のエンパワメントの推進」をなぜ重点課題としたかということ、後で出てきますワーク・ライフ・バランスの促進とも関連し、日本社会が、少子高齢化が極端な形で進んでいる中、特に高齢化は世界的に類を見ないスピードで進んでいます。個々のワーク・ライフ・バランスの促進というのも非常に大切なことですが、社会全体として持続可能な社会にしていくために、1つは出生率を上げていくということ、現実には出生率がなかなか上がらない中で女性や高齢者、そういう方たちの就労という部分をもっと広げていく、広げていくためには多様な働き方を含めたワーク・ライフ・バランスの促進も欠かせない、そういうことを喫緊の課題として進めていかなければ社会全体が持ちこたえられない状況にきているということが背景としてあります。その中で女性の就労相談を新規事業として挙げています。市はハローワークの機能を持たないので、就職斡旋そのものをするという訳にはいかないのですが、それでもハローワークと連携をする中で、例えば経済課や男女共同参画推進担当、ここでは関係課となっていますが、ひとり親家庭の支援をしているこども課などで、今まで働いてなかった、あるいは喫緊に働く必要があるという方の就労相談、まだこれは検討段階ですので取組をしていきたいという

ことで新規として挙げています。

37ページ、先ほど申し上げた「ワーク・ライフ・バランスの促進」は重点課題として位置づけています。その中ほどに書いていますが、「高齢化が急速に進む中、技術や経験をつんだ中核層の労働者が要介護者を家族に抱え、介護休業や場合によっては離職を選ばざるをえない「介護休業ラッシュ」の時代が来ようとしています。」ということです。団塊の世代という人数の多い層の世代が60歳を超え、現実に40歳代、50歳代といった中核になる層の人数が相対的に少なくなり、介護休業のラッシュというのが目の前に来ようとしている、あるいは到来しているというような社会状況があります。人口減少社会において労働力として期待される世代の働き方の整理というのが、1つはリスクマネジメントという観点から必要になってきている時代である意識しないといけないところです。その中で市の行動計画として何ができるのかということですが、先ほども申し上げたように、市が就労を直接斡旋するというのは難しいので、ワーク・ライフ・バランスの重要性というものを啓発し、情報を提供していくことで「充実」としてやっていきたいということです。それが19です。

20「就学前の子どもへの支援」で、「子ども・子育て関連3法への対応」としてあります。これは就学前の子ども、認定子ども園という言い方をされたり、子ども子育て新システムという言い方をされたり、ころころ変わってきてはいるのですが、法案も2転3転し、修正案が出たりして、今現在は「子ども・子育て関連3法」となっています。ただこれは具体的実像がまだ見えてこない施策で、市もどういう形で進めていくのか、事業の形として見えてきていないということで、現在こういう書き方をしています。要は認定子ども園であったり、幼保の一元化と言われた時期もあったのですが、そういうことへの対応が必要であるということでここに挙げています。

21「多様な保育サービスの充実」で、芦屋市は待機児童の問題にずっと取り組んでいますが、まだまだ解決というところには至っていないところで、ここも引き続き、充実を図っていく必要があります。

22「事業・行事への積極的参加の促進」、こういう書き方をしていますが、子育て施策や高齢者施策というのは先ほどのワーク・ライフ・バランスの促進に裏打ちされた社会の仕組みとして欠かせないものとして、こういった挙げ方をしています。その中で子育て施策が中心ですが、子どもは女性だけが育児に関わったり教育に大きな部分を占めて育っていくものではなく、ひとり親家庭の方もいらっしゃいますが、男性も女性の親が責任主体でもって育てていくと。その前提で、平日に講座や行事などを企画しても家族みんなで参加していただくことは難しいので、土日開催事業をもう少し積極的に企画していくことで、「充実」で挙げています。

39ページ、ここも重点課題として挙げている「暴力を根絶するための環境の整備」ということで、22年度配偶者からの暴力対策基本計画を市で策定し、それにのっとって様々な取組を進めているところですが、それと整合をとる形でこの男女共同参画の行動計画でも重点課題として挙げているということです。

その中で35、36について、男女共同参画センターで実施している女性相談を引き続き行っていくのですが、いろいろな形で充実していきたいと考えています。

というのは、様々な相談事業は男女共同参画推進担当だけでなく、例えばお困りです課では市民相談として弁護士による法律相談や家事相談などを実施しています。それも一方で使っていただきながら、男女共同参画センターでは面接相談ということで枠を決め、予約をとり、女性のための相談事業をしています。その予約がいっぱいで、予約がしにくい時期があったのですが、今現在は落ち着いています。市の中にも様々な相談機関ができたという背景があると思います。そうすると相談の枠が埋まってこない、ということはニーズに合わせて新たな形にしていく必要があるのかもしれないということです。例えば女性の悩みに特化した形で、法律相談などを今現在とは違う形で入れていかないといけないかもしれないということで、状況を勘案しながら充実の方向にしていきたいと考えています。それから 36、配偶者暴力支援センターというのを23年度から設置しているのですが、その機能の充実を図っていくということです。

39、それに密接に関係する庁内を中心とする関係機関との連携を図るために、DV被害者ネットワーク会議が昨年度から立ち上がっています。まだ動き始めたばかりのため、関係機関相互の連携をもっと密にしていけないといけないということで「充実」としています。

41ページをご覧ください。ここは福祉施策が中心になっています。先ほど申し上げたように、福祉にはいろんな施策や事業がたくさんある中で、どこと、どの計画をここと関連づけるのか、1つの基準にしたのが「暮らしのセーフティネットの環境整備」ということで、行政として社会のセーフティネットに関わる施策を挙げています。

50「病児・病後児保育の実施」、前回も少し病児・病後児保育の話をさせていただきましたが、病児を保育するということは社会的にはどうかという中で、そうだけでも、やはりそういうものが必要で、なければ生活がたちゆかない方も現実にはいらっしゃる、そういう意味ではセーフティネットの部分としてここは取り組んでいくということです。病児保育の実施はずっと検討課題で挙がっていながら、なかなか実施に結びついていないのですが、なんとか実施に結びつけられないかという所管課の思いもあり、「充実」として挙げています。

それから 52「障がいのある人に対する支援」、53「地域課題解決の取組」、54「権利擁護支援システムの充実」、このあたりは各個別の福祉計画の中でも挙がっており、これもセーフティネットの部分で、ここに挙げています。

56「消費生活センターの充実」ですが、今も毎日の生活の中で高齢者の世帯は特にそうですが、いわゆる悪質商法や振込め詐欺の被害にあう可能性も高く、そういった高齢者を中心とした消費生活相談や、クーリングオフの支援など、消費生活センターで取り組んでいる相談や啓発をもっと積極的にやっていきたいということで、経済課の事業を「充実」として挙げています。

58「災害時の要援護者支援の取組」ということで、これは実際に災害が起こったときの避難の支援取組として、要援護者の台帳というものを整理しています。それぞれ各課で個人情報を守りながら、援護を必要とされる方が地域の中にいるということで名簿を作成しています。これも少しずつ整理をしながら、実際に誰がどのように

していくのかというのが必要になってきますので、進めているという状況です。

43ページ、63「男女共同参画推進拠点の整備」を挙げています。これも以前にご報告させていただきましたが、この男女共同参画センターが、今は商業施設の一画で運営しているのを、新たに公共施設として設置する計画があるということです。新規事業として挙げているのは、設置管理条例を制定した形での位置づけをして、取り組んでいくということです。

67「女性相談事業の充実」、ここだけは再掲ですが、女性相談事業を25年度以降男女共同参画センターで充実していきたいということです。素案については、ご説明は以上とさせていただきます。

本日、現行計画の数値目標について資料をご用意させていただいています。この数値目標の中には少し説明を加えている部分がありますが、18年度の現状と、23年度現状、24年度の目標を挙げております。

例えば、2「男女共同参画に関する用語の認知度の割合」、これは平成19年度の市民意識調査で10%未満だったのを50%以上に上げるという目標で、昨年度意識調査を実施し、その結果、芦屋市男女共同参画推進条例の認知度については36.1%、センターの認知度は33.1%になっているということです。その下の「センター通信の発行部数」、これは3,000部発行していたのを4,000部目標にして、1年に4回発行しているのですが、毎回4,500部発行しています。発行部数を増やすことについては、効果としてなかなか見えてこない面もあるのですが、たまにメールでご意見をいただけるようなこともあります。4月に送られてきたメールですが、70歳代後半男性から、「突然メールしてごめんなさい。ウィザス 69を見て…」この時は弁当男子を特集したのですが、「お弁当ではないのですが、男子が料理を作る動機はいろいろあるのだなと感じました。昨年7月から自分で食事を作らなくてはならない状況になり、炊事は全く行なったことはありませんでしたが、炊飯器・ガスレンジ等厨房付近の使い方をメーカーに問合せながら使っています。料理はインターネットやテレビの情報を参考に作っています。一人暮らしですが、3度の食事を作ってテーブルに並べ、写真を撮り、アルバムにしています。外食やお弁当を買ってきて食べることはほとんどありません。」写真の添付もありました。「ウィザスを見てさらに頑張ろうという思いを強くしました。ありがとうございます。」というメールをいただきました。こういった嬉しいメールをいただくこともありますので、少しずつ置く場所を広げていくことで効果もあるのだと思います。

8「附属機関等への女性の登用率」、12「市の主査級以上（一般事務職・一般技術職）に占める女性職員の割合」はご覧のとおりです。

4の人事課等が取り組むべき目標として「職員対象の男女共同参画に関する計画・指針作成」が挙がっていましたが、結果的には未実施の状態になっています。審議会の中でも申し上げたことがありますが、職員研修や職員資質・能力の向上というのは職員全体の取組として行なっていますので、男女共同参画に関してだけを取り上げての計画や指針策定までは至っていませんので、全体の中で取組をしている状況で今後も進めたいということです。

55「表現ガイドラインの作成・発行」ですが、18年度が現状なしで、目標が平成24年度になっていますが、実績は未実施となっています。表現ガイドラインの作成・発行というのはそもそも第2次計画の中で市が発行する刊行物などの中で、男女共同参画に逆行するような表現があってはいけないということで、ガイドラインを策定する目的であったように聞いています。実際に市の刊行物を発行するときに、例えば広報は月に2回発行しているのですが、それを見て表現ガイドラインを作らなければならないほど、表現がそもそもおかしい、つまり人権侵害になるような表現がないのか、あきらかに男女共同参画に逆行するような表現というのは、今現在見る限りではそういうことはほとんどないです。ガイドラインを策定するには時間も人も必要で、今ここで予算や人員を割いて実施しなければならない状況ではないと考えています。

90、先ほど申し上げた「病児・病後児保育」の実施状況は、ご覧のとおりです。

139「男女共同参画センターの蔵書数」で、1,500冊が目標となっていますが、平成23年度は1,384冊まで増えているということです。これに関しては、以前、委員からせっかくここには情報がいっぱいあるのだから、とご意見をいただいた中で、確かにいろいろな本を集めるというのは情報を集めるということですが、本の整理もしていかないといけないというのがあります。整理を上手にして情報提供するところまでは手が届いていないという状況になっています。もちろん蔵書数としては今後も増やしていきたいのですが、古い情報は廃棄していかないといけないですし、そういったところも、取り組みたいと思ってもなかなか取り組めていない状況にあります。これは引き続き少しずつ取り組んでいきたいと思っています。

以上で説明を終わらせていただきます。

柳屋会長：ありがとうございます。短期間に担当部局とヒアリングをやっていただいて、かなり事業の絞込みなどもやっていただいて大変だったかと思います。委員の皆さん、何かご意見等ありましたらお願いします。数値目標はあとでお聞きしたいと思いますので、具体的施策、基本目標や基本課題、重点課題などについて、ご意見や質問があればどなたからでも結構ですので、お願いします。

高田委員：42ページの58「災害時の要援護者支援の取組」ですが、内閣府も災害時における男女共同参画の視点から見た災害マニュアルを作るというような状況になっていて、ここの所管のところですが、妊産婦も要援護者なので、ここの所管に健康課は入らないのですか。

事務局/岡田：ここの要援護者支援の取組は名簿という形です。要援護者の名簿を作るにあたってどういった方が要援護なのかということ、名簿を作るということ自体に抵抗があるという方もおられます。つまり名簿に載るということに関して自分の情報が今後どのように扱われるのかということに関して抵抗があると感じている方もおられます。そういったことをどのようにクリアするかということ、例えば障害福祉課では手帳を持っておられる方に通知を差し上げ、市がこういう考えをもって名簿を作るのですが、その名簿に登載をご希望されますかということをお本人に同意を得て、1件1件進めています。そうやって時間はかかるのですが、名簿を作成しています。その名簿を作っ

た後、要援護者の方がたくさんおられる、それらの方々を、地域で、誰が連れて逃げるのか、声をかけて逃げるのか。

高田委員：すみません、ここで挙がっているのは男女共同参画の推進ですから、もちろん防災の中でのそういった要援護者の問題については十分に理解しているのですが、今までは小さい子どもをもった母親や若い女性、特に妊産婦などは非常にないがしろにされていたのが、阪神淡路大震災の教訓をふまえ、東日本大震災等についてはそれなりのできたというところもあったり、政治が動いたりということもあったのに、所管に女性に関するような課が含まれていないというのはどうなのでしょう、というのが私の意見です。所管のところには今おっしゃられたところは当然あるのですが、例えば妊産婦や小さい子どもをもった母親というのは、母子健康手帳を持っている母親たちのリストや、3歳児健診等のリストがあるはずですから、そういったところが要援護者として一時避難所等にどう持っていくのかというようなことは、避難所の関係上、男女共同参画の取組としては必要なのではないかとということがあり、この所管にはそれが含まれていないので、お考えになられたらどうでしょうか、というのが私の意見です。

事務局／岡田：災害時に逃げるという部分と、逃げた後の避難所の中での運営という部分があると思います。ここでの取組、今現在やっているのは、まず逃げるというのが1つです。そして逃げるというときに、1人で逃げられない方をどこまでどう支援できるのかということです。

高田委員：すみません。ここで言っているのは男女共同参画の話なので、女性の問題です。要は要援護者の中に女性や子どもというのは入っていますよね。

事務局／岡田：そうですね、避難所の運営の中で取り組める部分です。今申し上げているのは避難という部分においてはまずは自分で逃げるのが基本、その上で1人では逃げるのが困難な方、例えば身体の障がいがあったりとか要介護の状態であったりなど逃げられない状況の方をこの名簿に登載してどのように避難支援するかという取組で、妊産婦などは入っていないということです。

高田委員：男女共同参画推進担当と、妊産婦や小さい子どもを持った母親たちを把握している健康課が所管にないと、男女共同参画の視点なのにどうなのでしょう。

事務局／岡田：その下にある「男女共同参画の視点に基づく地域防災計画の推進」で、防災安全課と男女共同参画推進担当は常に意見交換しながらやっています。男女共同参画推進担当を入れていないのは、地域防災計画そのものは防災安全課が取組をしていくものなので、挙げていません。そこは話をしながら地域防災計画の中にどこまで、例えば避難所の運営などに関しては男女共同参画の視点が必要ということでやってきます。

柳屋会長：要援護者の名簿中に妊産婦や小さい子どもをもつ母親は入っていないのですか？

事務局／岡田：入っていないです。

柳屋会長：入れる必要はないのですか。

事務局／岡田：この要援護者の名簿は、今申し上げたように1人では逃げるのが困難な方々をどう支援するのかという名簿です。

柳屋会長：審議会としては妊産婦等そういった人たちも要援護者に含めたほうがいいのではないかという意見が出ていますので、そういった意見が出ているというのは認識いただければと思います。

高田委員：これまでそういった形で、もちろんここには心臓が悪い方、糖尿病の方などいろんな問題があるのはわかっているのですが、そういう形で障がい、高齢者、当たり前のことでしょうけれども、ここでやはり女性たちがないがしろにされてきたというのは、1人の人間じゃないですか、足があるじゃないですか、そういった身体的な要援護ということを前面に出されて、社会的な弱者で、レイプの問題やトイレにすぐ行けない問題など、そういった問題をないがしろにされてきたというところを見直す必要は今回あると思います。ですから、この防災計画も防災安全課だけでは同じ計画にしなければならないので、男女共同参画を担当する課が防災計画を立てましょうというのが国の動きです。防災安全課の中に男女共同参画の視点を入れ、防災安全課とお話されているということでしたが、ここには課を書く必要があるのではないかと、見える形にしておかないとやっていないように見えてしまうので、せっかく頑張ってるのに、残念だなと思います。

柳屋会長：一度検討していただけたらどうでしょうか。

事務局/岡田：真ん中の地域防災計画の推進のところに関しましては、調整させていただきます。上は審議会でご意見が出たということで承りたいと思います。

中山委員：今のをサポートする意味で、男女共同参画の行動計画の中でやっている概念がありますから、当然これまでのことは慣習があったかもしれませんが、これに挙げる以上は男女共同参画の視点で捉えながら、それらの関係課も何らかの形で責任をもって一緒にするのが大事だと思います。私としては入れてもらった方がいいです。

柳屋会長：やはり健康課、男女共同参画推進担当が入ってもらわなければならないですか。

中山委員：どういう形でかは別にして、基本的にはそうだと思います。

柳屋会長：それは一度検討していただくことにして、その他はいかがでしょうか。

岩尾委員：6ページの意識調査をされたということですね。(6)市民意識調査の回収状況と(7)職員意識調査の回収状況の対比ですが、市民の回収率が55.3%で、それに対して職員の回収率が61.9%。市民より高いのですが、私の感覚から言えば市の施策としての一環ですから、市職員の回収率は70~80%位あってもいいのではないかと、というのが1点。その中でも女性の回収率は職員が58.4%に対し、市民が66.3%で、これはどういうことなのか理解がちょっとできないです。市の女性職員は男女共同参画に対して意識が薄いのか、男女が平等なのが当然と考える職員の女性が多いのか、そのあたりが私には理解できませんので、お尋ねしたいと思いました。

事務局/岡田：市の職員にはもう少し協力して欲しかったなあというのはあります。何回か庁内の電子掲示板に掲載し回答を督促したのですが、要はアンケートなので、そこまで強制力はないということです。

岩尾委員：推進していかなければならない職員が、10人中4人の割合で回答しないというのは今後の施策の中に活かし、担当課だけでなく職員全員が意識をもっていただく、むしろ市民を引っ張っていくという意識を持っていただきたいと思います。

事務局/北川：調査に対する職員の意識付けの問題で、課長が言いますように何度か催促してはいるのですが、それに加え今岩尾委員にご意見いただいたような趣旨に立ち、願わくば100%、そういった形での発信の仕方でもこれからも調査時につきましては周知を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

柳屋会長：その他はいかがでしょう。

中山委員：24年度で現行計画142事業は終わりですね。(第3次計画は)全体がわかりやすくなっています。26ページに重点的な取組という項目がありますが、ここはこの後の具体的な施策を指しているのですか。

事務局/岡田：(29ページ以降)基本課題のところ(重点)とさせていただいている部分を重点課題にさせていただこうと考えています。

中山委員：もう1つ予算上の問題もあり、難しいことだと思うのですが、保育所で(子どもが)病気になったときに、今看護師や医師はいないと思うのですが、ある市だと看護師が常駐しているところがあります。医師ではないのですが安心できる、こういったところは、(保護者が)呼び戻されることがないので安心して決まった時間は子どもを預けられる、子育て支援策としてそのようなことに向けての対策も考えてもらったらいいのではないのでしょうか。

柳屋会長：目標として考えていただいてもいいかもしれないですね。

高田委員：常駐していなくても、1人雇用されて、A保育所には月曜日、B保育所には火曜日と巡回されている市もありますね。

事務局/岡田：常駐ではないのですが、看護師自体はそういった形であります。ただ、病児保育ができる看護師ということですね。病児保育ではなくてもいろんなやり方がありますとご提案はいただいているのですが、今検討しています。ただなかなか進まない中でここ何年かきていて、それでも何か一歩進めないといけない状況だと思えます。ただ、次期計画の中では進むのではと思います。どういうやり方がいいのか、他市との連携の中でできないのか等いろいろなご提案をいただいていると(直接の担当課からは)聞いています。

中山委員：方法はいいのですが、母親が安心して子育てできる、例えば朝9時から5時までその間は仕事も安心してできる、芦屋市の1つの方向性として第4次総合計画とも整合させていますよね、芦屋の人口を安定させていかないといけないと思うのですが、芦屋に住めば教育の問題や男女の問題、若い母親が芦屋に移り住んで子どもを預けて働ける1つの方向性も必要だと思います。是非そういう意味では何らかの形でやっていただけたらと思います。

宮本委員：市で看護師を1人雇うのは大変ですが、芦屋市民病院から看護師を派遣する形はできるとは思います。

中山委員：安心感ですね。

柳屋会長：お金の問題でしょうか。

宮本委員：まずはお金の問題もありますね。ただ、今、市民病院は死活をかけてやっていると思います。そういった市民のニーズもありますし。

高田委員：看護師の確保や医師の確保にも大きくつながりますね。

村上委員：芦屋病院は病後児保育をされているんですね。そうすると、そういったことのノウハウや蓄積があるのではないのですか。

吉川委員：病後児保育のことですが、私は利用したことがないので、どのように保育されてどのように周知をされているのか知りたいと思います。これから病児保育を充実させていくのであれば、市民は知っているのでしょうか。保健所でもそのようなパンフレットは見なかったですし。

事務局/岡田：保育所に通われている方には直接周知できますし、ホームページにも出しています。どちらかと言うと必要な方に情報が届くような形になっています。前回病後児保育はどれくらいの規模ですかというご質問があり、数人という話をしたかと思いますが、基本的には3人です。兄弟関係で最大4人です。それは芦屋病院で現在しています。宮本委員がおっしゃられたように、病児保育を実際に市の施策として実施するとき、取組としては芦屋病院で行なわれるのかなと思います。そのようなところでの実施に向けての検討ということです。

高田委員：それに関連したところでいいでしょうか。同じところなのですが、37ページの21「多様な保育サービスの充実」に学童保育がないのはどうしてでしょうか。

事務局/岡田：学童保育は26の留守家庭児童会というのがあたります。他市だと福祉に置かれていることが多いのですが、芦屋市は教育委員会のスポーツ・青少年課で実施しています。

高田委員：何年生までですか。

事務局/岡田：学童は小学校3年生までです。

中里副会長：形式的なところで申し訳ないのですが、数値目標の1枚の紙と第3次計画の素案が最終的な冊子になるのですか。

事務局/岡田：今回お配りした数値目標は、5年前に設定していた第2次計画の中での数値目標とその実績です。今回の素案の中ではまだ数値目標は設定していません。今日ご意見を頂きながら、この後、設定していきます。

中里副会長：少し感じたのは、この素案の(29ページ以降の)表の右2つの欄の示し方について、大きなことなのでどれだけ短時間の中でできるかはわからないのですが、今日ご説明いただいて、「充実」や「継続」の意味が何となくわかりました。1つはその説明が文章で必要ではないかと思いました。あとは「24年度現状」に関して、(29年度目標が)新規の場合は「-」で、それ以外はすべて「実施」で、せっかく欄がありながらほとんど区別のない情報になってしまっています。元々あった目標が達成できたがそれを維持していこうという目標なのか、足りなかったのを満たすようにさらに充実させようとしているのか、それともさらにそれ以上新たに目標達成していこうと進めていこうとしているのか、どこまで実際にできるかは難しいと思うのですが、第2次計画の数値目標の実績は1枚見ればある程度わかるので、せっかくある素案のこの表の中身が、何が起こっていて何が承知しているのかが分かった方がいいような気がします。パブリックコメントでもご意見が出るかもしれないですね。元々こういうものだと納得していればいいのかもかもしれませんが、あまり先入観がない目で見るとそのように感じました。

柳屋会長：もし可能であればそのようなご指摘も参考にさせていただけたらいいと思います。
書き方は少し難しいかもしれませんが。

事務局/岡田：142事業すべてをこのように統廃合しましたというのはなかなか難しいかもしれませんが、少なくともこれ（第2次計画の数値目標）については結果がこのように実績で出ているわけですから、これを次の第3次計画には載っている、載っていないというのはできるのかなと思います。

中里副会長：これ（第2次計画の数値目標）そのものをここ（第3次計画素案の29ページ以降の表）に反映させなくてもいいのですが、「24年度現状」というのが、「実施」か「 」しかないの。

中山委員：現行計画では、評価とか実施内容とかがありますが、こういったものにするのですか。

事務局/岡田：基本的にはこの第3次計画に合わせて、こういうやり方でやっていくのかなと思います。

柳屋会長：中里副会長がおっしゃった「24年度現状」に「実施」と「 」しかないのどうでしょうかということですが、そのあたりもう少し情報提供した方がいいのではないかなと思います。「29年度目標」を見れば、「継続」や「充実」とありますので、その「実施」が不十分であれば「充実」になりますし、今のままでいけば「継続」になりますし。

中里副会長：もし29年度の情報で左（24年度現状）がカバーされているのであれば、まとめた方がすっきりするのかなと思います。

事務局/北川：当然「継続」は現在あることが前提です。

事務局/岡田：「新規」か「継続」か「充実」かですから。

中里副会長：これは見ても同じことしか書いていない印象をもってしまいます。

柳屋会長：見た目では24年度は一生懸命やってきましたとありますね。

吉川委員：併用して見ればわかりやすいと思います。今回これを見ながらとてもシンプルになり、見やすくなったと思います。

柳屋会長：数値目標のご意見をいただく前に、第4章の施策の展開について、まだ何かご意見ありませんか。

高田委員：今回の施策は、様々な調査結果を元にしながら、されていることは確認させていただいたのですが、12ページの子どもの教育のところ、これからの子どもたちがジェンダー意識をきちんともって生活することによって、次の世代の男女共同参画が実現しやすくなるということで、課題の3番目に「性別により経済的な自立や獲得するスキルの差につながらないように、子育て期に男女共同参画教育を行えるための情報提供や教育現場での配慮」ということで、要は家庭における男女共同参画の子育てのときの考え方を、どのようにしていくのかということが、(第4章の施策の展開の中で)見つからないです。どこにあるのかを教えていただけたらと思います。

事務局/岡田：例えば、学校に通う子どもたちであれば学校を通じてご家庭に、という手法は1つあるのですが、今現在あまり個々のご家庭に直接というのはないので、全部啓発という形になります。市民一般に対する啓発の中に含んでしまう形になっています。

高田委員：そうすると、見えないかなと思ったので、例えば30歳代で小さい子をもつ親に対してということを考えれば、37ページの19「家庭と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進」ですが、結局ここはプレおや教室ではなくて、どう育児をするのか、どんな育児をしていくのか、子どもをどのように育てるのかというところもここにすればいいと思います。ここに、マタニティ&クッキングなど手先のことでなくて、育児を妊娠中に考えましょうと助産師は言っているのですが、どういった子どもを育てたいのかということ夫婦で妊娠中に考えておかないと、生まれてきてからではもう難しくなってしまいますよと話をしていると思うのですね。ここにでも入れればいいと思ったのですが、ここにあるとワーク・ライフ・バランスの促進になるので、それはちょっとよくないのかなとも思いました。若年層に対する性教育というのは、(40ページ47の)「年齢に応じた性教育の充実」に入っているなど感じているのですが、今回すごく課題として大事に出しているが故に、どこかにわかりやすく入れればいいなと思います。

宮本委員：具体的に言えば、こども課か健康課なのかなと思いますね。

高田委員：そうですね。それが男女共同参画推進担当ですね。または共同してやるというのがいいと思います。健康課は多分このこと(19)しか考えていないと思います。

宮本委員：私も産婦人科医としてプレ親教室に行きますけれども、話す内容は医者によってバラバラです。好きなことを話して、あまり共通性はないですね。

高田委員：それはそれで大事な話ですが、そういったところのタイミングを捉えて、どう育児をしていくのかという...のはあります。

宮本委員：健康課では生まれた後の子どものケアをしていますね。

高田委員：そこにジェンダーの視点を入れるなり、こういったところでその子らしく育てるには、という項目を1つ追加していただいて男女共同参画推進担当が話しに行ったり、そういうことができたらいいのだと思います。

柳屋会長：そのあたり検討いただきまして、今回施策から外れているわけではないのですね。

事務局/岡田：そうです。こども課の施策は、母親だけが子どもを育てるのではなくて、父親も母親も、もっと言えば祖父も祖母も子育てするという視点で、『子育て未来応援プラン「あしや」』に位置づけて行なっていますので、そのこども課の施策をここに載せることが男女共同参画の行動計画と合致するという整理の仕方をしています。ただ、おっしゃられるようにこども課は全体の意味で行なってはいますが、ジェンダーを強く出して日々の事業をしているかということ、基本はそうなのですがどうなんだろうかといいところですね。

高田委員：育児をする人はジェンダーフリーで、と言われていると思うのですが、男女共同参画推進担当としては、そういう世代間連鎖を作らない、子育てのところにそういう意識を親たちは考えないといけないと思います。自分たちの問題ではなくて、育児をするときの問題で、「男の子はこけても泣かないでね」とか「強くあろうね」とかそういうことを言わないようにして、人間としてあなたらしくというところは、おそらくこども課と連携をしながらするべきだと思います。

宮本委員：それこそ男女共同参画推進担当で担当したらいいと思います。

高田委員：私もそう思います。それこそ行政の中の縦割りではなくて、いろんなところに男女共同参画の考え方など入るから、こういう計画が作られるのだと思います。

村上委員：私も自分自身の子育ての時を考えると、出産前の両親教室のときは子育てのノウハウにばかり関心がありました。どうやって育てるのか、お風呂の入れ方やオムツの替え方など具体的なノウハウにばかり関心がいて、産まれると周りはそれに終始してしまいますので、今言われたように、こういうプレ親教室で意識の面での啓発を男女共同参画推進担当のほうで密にさせていただいたら、具体的なノウハウのみならず、意識の面でもいいのかなと思います。

宮本委員：ノウハウなら産婦人科に冊子で置いています。

村上委員：そういう冊子はよく読んでいたのですが、ノウハウのみ書いていたので、意識の面を書いているのは全くありませんでした。そういう点でプレ親教室でもそういう意識の面を入れるといいと思います。

事務局/岡田：健康課では、教室に参加するときはご両親で来てくださいということで案内しています。実際には9割はご夫婦揃って来られると聞いています。つまり、両親揃って来るのが当たり前というアプローチの仕方はすでにやっているということです。

村上委員：父親もオムツを替えたり、お風呂に入れるときのノウハウを学びに来ているというのであって、そこに9割の父親が来ているのであれば好都合だと思います。父親にも母親に対しても両方に、子育てに対しての意識の点での啓発があれば、母親だけの時よりも効果的だと思うので、検討していただけたらと思います。

吉川委員：両親揃ってというのが条件となると、シングルマザーはどうなるのですか。シングルマザーでも参加可能となっているのですか。

事務局/岡田：もちろんそうです。

柳屋会長：それでは数値目標のご意見もお伺いしたいと思いますが、最後に少しだけいいでしょうか。この計画が作られましたら1年毎にチェックをしていくという流れですけれども、重点課題とそれ以外の項目の取扱いは違うのでしょうか。

事務局/岡田：現行計画では142項目挙げているのが、次期計画では68項目でご報告させていただくということです。

柳屋会長：重点項目にした意味というのはどのようにお考えですか。

事務局/岡田：世の中の流れで社会全体での喫緊の課題というのは、社会をどのように持続循環させていくのか、ある意味危機意識というか、基本課題に挙げているようなワーク・ライフ・バランスの促進というようなところです。たしかに、ここの部分は市として行動計画の中で直接何ができるのかというのはちょっと見えにくい部分があります。事業所に対して指導力があるのか、そういうところは市として権限が及ばないところですが、社会全体で考えると啓発をしていくということです。

柳屋会長：重点課題であるということで、審議会として達成度などチェックするとかいうのはどうお考えですか。

事務局/岡田：これをそのような意味で考えるなら、数値目標で数値として挙がるのかどうかというのは調整が必要とは思いますが、ある程度ここの課題に挙がっている事業については数値目標がもし可能であれば、数値目標の設定という形も1つ考えないとい

けないのかなと思います。

柳屋会長：重点課題で数値目標にできるものに関しては、新規で出てくることは考えられるということですね。それでは、数値目標に関して何かご意見のある方お願いします。

村上委員：質問ですが、数値目標の「センター通信の発行部数」は、23年度実績が4,500部で、今年度の目標が4,000部ですね。

事務局/岡田：この目標は18年度に設定した第2次計画のもので、24年度に4,000部を発行するとしていましたが、23年度の実績はどうだったかということ4,500部だったということです。

村上委員：それでは目標達成できたということですね。

事務局/岡田：そうです。

村上委員：多く印刷した分はどうなったのですか。

事務局/岡田：配る場所数を多くしました。

村上委員：1箇所配る部数が多くなったということですか。

事務局/岡田：毎回配っていく中で、よくとってくださるところにはちょっと増やしたりですとか、逆に減らしたりすることはあります。

村上委員：配置場所も増えたということですか。

事務局/岡田：配布先は増えています。

村上委員：わかりました。

柳屋会長：次は4,500部が数値目標になるのですか。

事務局/岡田：そうですね。数値目標が1回4,000部発行することが次回は4,500部にするかなといったところです。ただ、これをそのまま次回の数値目標にするということではなくて、第2次計画の実績が4,500部だったということで、このあとまた皆さんのご意見をおうかがいし、重点課題に挙がっているところで数値目標に載せられるものがあるのかどうか、そういったことでどの事業を新たに数値目標に載せていくのかという作業は今後必要になってきます。

村上委員：部数が増えたことで、手にとってもらえる回数や人数が増えるとは思いますが、配った先で確実に読んでもらえるかどうかというのはわからないので、配って積まれているだけのこともあると思います。そこまで立ち入ってはなかなかできないとは思いますが、部数を増やしてプラス読んでもらえるようになればいいと思います。読んでもらうための努力といえば、紙面の充実ということになるのですが、何かあればいいと思います。具体的に言えば、PTAでもそれぞれに送っていただいているのですが、部数が委員全員の分ではないです。委員全体になると多すぎるので、網羅できないのはわかっているのですが、例えば執行部や事務局の分にも少し足りない場合、中途半端な数だと配れないので、ここに置いておくので読んで行ってくださいということしかできないです。例えば、委員が持って帰ったら手にとって読んでもらうこともあるとは思いますが、少し部数が足りなくて読んでくださいと置いておくだけになると、なかなか手にとって読んでもらえないので、ちょっとした工夫があればいいと思います。例えば、事務局の分は配布するとか、配布するときに一人ずつ配ってくださいなどあれば、より手にとって読んでもらえる機会が増えるのではないかなと思

います。

事務局/岡田：そういう実態があれば，PTA協議会の事務局と話をし、何部必要かご連絡いただければクリアできるのではないかなと思います。

村上委員：足りない場合は一声かけてくださいなどあればいいかなと思います。協議会の中でそういった話が出ると思います。

柳屋会長：スケジュールの問題ですが，行動計画の素案は11月にもう1回中間まとめを出すのですか。

事務局/岡田：そうですね。

柳屋会長：数値目標はどうなりますか。

事務局/岡田：数値目標は次回にまとめあげるとするのはちょっと難しいかなと思っています。数値目標で挙げるなら，ヒアリングはもちろんしているのですが，もうちょっとそこに挙げる担当課との話をしないと，挙げきれないかなと思うところはあります。数値目標の設定自体はこの年度末に計画としてできあがるまでの間に調整をかけます。中間まとめのときには難しいかもしれないです。

柳屋会長：委員の皆さんの意見をさらに聞く機会はあるのですか。

事務局/岡田：あります。少なくとも次回，お聞きしたいなと考えています。

柳屋会長：そういうことですので，お気付きになった点がもしあれば，おっしゃっていただいていいと思います。

村上委員：先ほどの男女共同参画センターの蔵書数のところで，まだ整理ができていないので，情報提供ができないとのことですが。

事務局/岡田：できないのではなくて，今行なっている状態では見にくいかもしれませんが，貸出しというのはある一定の方に限られているのかなと思います。

村上委員：では，前回提案したような図書館の本館に女性問題の本は男女共同参画センターにありますというように紹介されて，センターに行った場合は借りることができるということですか。

事務局/岡田：今でも飛び込みで来ていただいても住所と名前が確認されるものがあればどんな方に対してもお貸しはしています。

村上委員：図書館のシステムとは別ということですね。

事務局/岡田：システムを入れて管理するという形はとっていないです。

山川委員：啓発活動ですが，広報チャンネル，ケーブルテレビは今まで使われていないのですか。

事務局/岡田：時々，来てくださっています。

山川委員：次期計画にも啓発の項目がいっぱいあるので，定期的に流したりしてはどうでしょうか。

中山委員：33ページの「女性公務員の管理職在職状況の推移」のグラフがありますが，一般事務職・一般技術職・一般行政職と3つ職種があるのですか。33ページの下グラフには一般行政職とあり，数値目標では一般事務職と一般技術職がありますが。

事務局/岡田：職種は様々あります。これ(33ページ)は資料の出典が内閣府の白書で，白書に掲載するのでこういう数字を挙げてくださると各自治体に対して照会があり，

その数字が全国的にまとめられています。こういう数字を出してくださいというのは、例えば細かいのですが病院に勤務されている方を入れる入れない、保育所勤務されている方を入れる入れないで変わってきます。市の数値目標で挙げているのは、市の一般事務職・一般技術職です。それぞれとりかたが違うということです。

中山委員：では芦屋市は2つだけですね。

事務局/岡田：職種というのは当てはまらないのかもしれませんが、他に現業職という方々もおられます。

中山委員：行政職というのとまた違うのですか。

事務局/岡田：ほぼ行政職かなと思います。

中山委員：わかりました。もう1つは33ページの女性公務員の管理職在職状況の推移（全体）で、芦屋市は全国、兵庫県に比べて高いですね。そしてその下の（一般行政職）も2倍くらい割合が高いですね。これの分母は女性職員ですか。

事務局/岡田：管理職の中での女性の割合なので、分母は管理職です。

中山委員：管理職、男女あわせてですね。

事務局/岡田：はい、全国の市区町村が数字を挙げていって、その平均がこの三角印です。

中山委員：管理職の中での男女の合計の中での女性の割合ということですね。ということは、管理職になる男女の割合の比率で変わってきますね。

事務局/岡田：そうですね。

中山委員：一概に高い低いとは言えないですね。

事務局/岡田：(例えば30%なら)管理職の全体を100人とすると、100人中に女性が30人いますというのがこの数字です。管理職の中で割合の高い低いはこれで出ます。

中山委員：芦屋の場合は高くなっているのですね。昇進は試験ですか。

事務局/岡田：試験ではないです。

中山委員：評価ですか。

事務局/岡田：評価です。

柳屋会長：全国平均に比べますと非常に高い数字ですね。

事務局/岡田：全国は様々な自治体があるので、その平均です。

中山委員：もう1つ聞きたいのは、管理職になってもらうには、入所したときからいろんな仕事を人為的に配置転換しながらやっているのでしょうか。

事務局/岡田：そうではないです。一般企業でいう幹部候補みたいなものことですか。

中山委員：候補といいますか、いろんな教育をしたり人員配置しながら、専門の能力、分析マネジメントがありますから、そういうことは意図的に探っておられるのですか。将来的に管理職も大事ですが、そのあたりは男女一緒にすればいいと思います。

事務局/岡田：もちろん男女一緒です。行政職員の能力向上の場合に、ある一定の中間層（経験年数）になってきたら中堅研修という誰に対しても同じレベルのことを求めます。性別による処遇の差はありません。その中で個人の適性等勘案評価し、管理職になっていきます。

柳屋会長：これだけ管理職の中で女性が多いというのは、これでいいのかと言えば偏るのもどうかと。

事務局/岡田：市全体の団塊の世代の方が多くて、そういった人たちが退職され、団塊の世代以下の構成比率が現在いびつであるというのは言えるかもしれませんが。

岩尾委員：それは芦屋市だけの現象じゃないのではないですか。

事務局/岡田：芦屋市は少し顕著なのではないのかなと思います。細かな数字は見比べてはいないですが。

柳屋会長：他のところでもいびつであるというのは聞きますね。職種によって偏りがあって、こっちは女性管理職が多いのに、ここにはいないというのは、そういったことは別の意味があるのかどうかですね。

事務局/岡田：技術系の職員には少し偏りがあると思います。

柳屋会長：ですから数字を確保できたら、次は職種をおしなべてどうかというところがありますね。

高田委員：27ページの（基本目標2の）基本課題2「女性のエンパワメントの推進」とありますが、どうみても「エンパワメントの推進」というのがおかしくて、エンパワメントの支援の推進かなと思います。女性がエンパワメントすることを推進することですね。

事務局/岡田：そうです。

柳屋会長：言葉・用語の説明をどこかに入れていただく必要があるのかなと思います。

中里副会長：先ほどの発言の訂正なのですが、「24年度現状」が（「実施」と「 」の）2つしかないのであれば29年度とまとめればと言ったのですが、これはこれで「 」があると、これが「新規」であるというのがわかるので、見やすさという意味では現状維持でいいと思います。そして、もし「実施」の中で区別できるのであれば、わかりやすいと思います。単純に統合してしまうと新規が埋もれてしまう可能性がありますので、新規を明確にするにはこのままでいいと思います。混乱させてしまい、すみません。

柳屋会長：他にこれだけは言っておきたいということはありませんでしょうか。

吉川委員：一言だけお願いします。39ページの34に所管でこども課とありますが、なぜこども課がなぜ入っているのですか。

事務局/岡田：ここは言葉足らずですみません、11月12日から25日までが女性に対する暴力をなくす運動期間、それと11月は児童虐待防止の月間です。そして2つのリボンを知っていますか、という合言葉で、パープルリボンの女性に対する暴力をなくす運動とオレンジリボンの児童虐待防止の取組を合体したような形で、昨年度から試行的に取り組んでいるので、これからも一緒に取り組みたいと思っています。

吉川委員：多分それが入っているのかなと思い、質問させていただきました。

高田委員：子どもの売買春は入っているのですか。

事務局/岡田：子どもの売買春は児童虐待の中に含まれるのですが、特出しの形では出ていません。

村上委員：7ページの回答者の属性のところ質問ですが、調査結果の1つ目は有効回収率のパーセンテージですね。その次は回答者の性別の男女比があって、カッコ内に市の人口の男女比、パーセンテージがあるのですが、有効回収数のパーセンテージ（回答

者の性別の男女比)の後にこれを見ると、人口比としては女性が多いのですが、回答した女性が多いのは人口が多いからではなくて、同数(男女1,000人ずつ無作為に)送った中で回答してきた女性が多いということで、それはたまたまなのか、意識が高いのかわかりませんが、純粹に人口比で女性が多いと書くと、人口が多いから女性の回収率が高いと錯覚されないでしょうか。

事務局/岡田:なぜここに人口比を書いたかという、回答者の男女比はこうです、では人口はどうだろうと普通に頭に浮かぶかなというので数字を入れています。

村上委員:1,000人ずつに送っての回収率なので、人口が多い少ないは関係ないと思います。ここで入れてしまうと、女性が多いからそれだけ女性の回答率が高かったのかと錯覚するので。

事務局/北川:(人口の割合が書いてある)カッコ欄は、別立てにするとか消す方がいいということですね。

村上委員:単純にどうかと思われる場合は、別のところに、例えば調査の対象のところに人口比を入れたりするのがいいのではないのでしょうか。

事務局/北川:別立て参考という意味で、ということですね。

村上委員:そこで錯覚されるくらいなら、いらなかなと思います。必要性が感じられないと思います。

柳屋会長:それでは検討していただきましょうか。予定の時間が迫ってきていますので、もう1点委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。男女共同参画センターの移転に伴い、議会へ条例案を提出されると聞いておりますが、次回審議会の予定も含めて、説明をお願いします。

事務局/岡田:男女共同参画センターの移転計画があることをご報告させていただいていましたが、それに伴い議会へ設置管理条例を上程しようとしています。この夏に基本設計をし、8月28日に市議会の民生文教常任委員会へ移転計画の概要をご報告いたしました。ご報告したときの図面が今お手元にお配りさせていただいている図面です。新しいセンターは芦屋川沿い2号線の南側、公光町へ移転を予定しています。1階に男女共同参画センター、2階に市民活動センターが入ります。図面の右側が新しい移転場所で、左側は現在、経済課が入っている市役所の分庁舎になりますが、その右側の建物を改修工事した後、センターが移転するというものです。1階男女共同参画センターは市が管理運営し、セミナー室、団体交流スペース、相談室2部屋、保育室、それから管理する事務室を1階におきます。2階は今、精道小学校の近くにある市民活動センターが入り、指定管理により管理運営する予定になっています。そういったことを議会にご報告しているという状況です。

12月議会に設置管理条例案を上程するにあたり、この審議会でもご意見を頂きたいと思います。条例案は現在作成中ですが、面積は約235㎡となります。現在の男女共同参画センターは約322㎡のため、現在より小規模なものとなります。ただ現在市民の方に使っていただいている部分はこの会議室Eと隣の会議室Dですが、セミナー室は46㎡で今の会議室Eも少し狭い部屋になりますが、団体交流スペースは34㎡で、会議室Dよりも少し広がっています。設置管理条例を制定しましたら使用

料は必要になります。有料の部分をごくどこからどこまでにするのかは現在条例案を検討中で、団体交流スペースは主に登録団体の打合せや会議に利用していただくことを予定しています。セミナー室では市の啓発講座や関連事業を行ないます。もちろん講座等を毎日行なう訳ではないので、使わない時は市民の皆さんにご使用していただけます。今までと異なるのは、1つは設置管理条例を制定し、拠点施設として位置づけられること、もう1つは使用料が必要となることです。ただ新センターは、部屋貸しを主たる目的にするのではなく、あくまでも男女共同参画の推進を目的とした活動や事業を進めていくために提供していくものです。

新センターについては、次回審議会でもお時間を頂きたいと考えています。

柳屋会長：何かご質問はありますか。少し狭くなるというお話でしたが。

宮本委員：駐車場はどうなりますか。

柳屋会長：それは思いました。駐車スペースはどうなるのですか。

事務局/岡田：駐車場は3台分のスペースをとっていますが、1つは車椅子などが必要な方専用の駐車スペース、あと公用車用も必要で、来場者皆さんに車でお越しいただくというようにはなっていないです。バス停がすぐ横にありますので、基本的には来館される場合は公共交通機関を利用いただくのが前提になっています。街中のため、駐車場のスペースはとれないです。

宮本委員：駐車場がないと来ないですよ。

吉川委員：団体交流スペースはオープンスペースですか。

事務局/岡田：オープンスペースです。

吉川委員：ということは、小さく区切ったりはできないのですか。

事務局/岡田：可能かなとは思いますが。大体34㎡でテーブルを大きく四角にすると20人くらい座っていただけます。互いの声は聞こえますが、ちょっとした打合せだと5人くらいと5人くらいの2グループで上手く折り合いをつけていただけたら、2グループご使用いただくのは可能かなと思います。

吉川委員：団体交流スペースを使うにも使用料がかかるのですか。

事務局/岡田：セミナー室は有料ですが、団体交流スペースはオープンスペースのため、料金を頂くことにはならないと考えています。ただこれは議会にお諮りすべきことです。部屋ではなくオープンスペースのため、お金をいただくスペースではないということをご説明しようと思っています。議会にもお考えがあるでしょうし、市全体としては、調整はしないといけないとは思いますが。

高田委員：ここで言っているのかわかりませんが、とりあえず言います。1つはエントランスから入って、団体交流スペースが1番奥にあるということで、開放と考えたときに難しいのではないかとというのが1点。そして、相談室というのはDVの相談ももちろんすることになりますね。

事務局/岡田：現在、男女共同参画センターで実施している女性相談はここです。

高田委員：そうすると、相談室を出たら団体交流スペースの方から見える状況になります。

事務局/岡田：それは主に相談室1ですとを考えています。

高田委員：相談室に関してはできたらドアは2つつけた方がいいと思います。例えば、相談

室2は、団体交流スペースの方にもドアをつけるなどは必要です。というのは加害者が入ってきた時に逃げないといけないので。

事務局/岡田：相談室1は2方向ドアにしている、はきだし窓になっています。

高田委員：外に出てもいいとは思いますが、外よりは隣の部屋がいいかもしれないです。それはご検討いただけたらと思います。要は相談室に入って逃げるといのは考えておいた方がいいということと、相談室から出た時にいろいろな人と顔を合わすという設計になっているように思えるので、内容が暴力でなかったとしても「あの人相談室にいたよ」ということにならない方がいいと思います。そのため、この設計についてはどうかなというのが私の意見です。

それから、事務室もほとんどのところはカウンターなど非常にオープンな形になっていて、そこから団体交流スペースのところが見えていないと、団体交流スペースで何をしているのかわからないというのは、そこにいる人たちの危険性の回避、安全性を確保する上でのあまりいい状況にはならないのではないのかなと思います。飲食をする方など出てくる可能性は十分にあると思います。

宮本委員：事務室を2つに分けているのは、無駄ではないですか。

事務局/岡田：建物面積という物理的な制約があり、この中で事務室を大きくとると市民活動の部分が狭まってしまいます。事務室というのは男女共同参画センターの鍵の受け渡しなどの管理部分にしばっての事務室です。私どもの施策を遂行していく行政執務は、分庁舎の2階になります。

高田委員：いずれにしても、団体交流スペースを誰も見ている人がいないという状況ということは、いろんな意味で問題になったりする可能性はあつたりしないだろうかというのは心配です。それから保育室ですが、インフルエンザの感染の問題も出てきますので、必ず水道はつけたほうがいいです。保育室もこんなに前ではなくて、保育室こそ1番奥にして子どもが飛び出ても誰もが見えるところにある、そういった設計が本来だと思うので、やり直しということではできないのですか。

事務局/岡田：そういったことも検討しての設計で、カウンターについてはオープンカウンターにしています。最初のエントランスである程度の把握ができるということでここにしています。団体交流スペースについては耐震壁など構造上の問題もありますが、むしろ奥に設置しています。奥ならオープンスペースであっても、かなり落ち着いて会議に使っていただけるといこと、なおかつ、オープンなスペースなので使用料についても議会にもご理解をいただけるのかなということ、それと団体交流スペースのため、登録団体の皆さんに使っていただくことを想定していますので、不特定多数がひっきりなしに入ってくるということではないと考えています。そういったことを考え合わせ、物理的な制約の中でこの図面に落としこんでいます。

高田委員：図書はどこに入るのですか。

事務局/岡田：図書はエントランスの近くに図書スペースということで本棚をもって情報コーナーのようなものをつくろうと思っています。

中山委員：エントランスの右側は部屋ですか。

事務局/岡田：エントランスを入ったところがいわゆるロビーになっています。

中山委員：屋根ありで囲いはありますか。

事務局／岡田：建物の中ですので，屋根も囲いもあります。

高田委員：本を読むのはエントランスになるのですか。

事務局／岡田：エントランスになります。椅子は置けないかもしれません。

高田委員：では，ここへ来て本を選んで読むというのはできないのですか。

事務局／岡田：難しいです。

高田委員：全くできないんですね。団体交流スペースが私はオープンだと思っていたのですが，登録団体しか使えないということになってくると，一般の人たちが男女共同参画センターに入って，いろんなものを見るというのは，あまり想定していないということですね。

事務局／岡田：そこまでのスペースは難しいかなと思います。

高田委員：男女共同参画会館ですよ。

宮本委員：これは誰が設計をしたのですか。

事務局／岡田：これは建築課と私どもで打合せをした中で設計しました。

宮本委員：新築の建物ですか。

事務局／岡田：新築の建物ではなく，既存建物の改修です。

中山委員：階段や水まわりは別として，壁は抜けないのですか。

事務局／岡田：耐震壁，柱があるので抜けないです。

柳屋会長：建て直しは無理でしょうが，今出たようなご意見を参考にさせていただきたいと思います。

事務局／岡田：運営の中でご意見を取り入れ，改善できるところは改善していきたいと思えます。

柳屋会長：時間が過ぎてしまいましたので，計画素案についての今後のスケジュールを説明いただけますか。

事務局／岡田：本日の計画素案については，いただいたご意見をもとに，次回は中間まとめとしてパブリックコメントにかけることを前提に修正したものを再度，ご意見いただき，庁内の本部会議の決定を経て，市議会へもご説明し，12月にはパブコメにかけたいと思います。議会やパブコメでいただいた意見を取りまとめし，再度年明けに審議会に返させていただき，最後の計画の取りまとめをします。そのときには少なくとも数値目標もまとめていきたいと思っています。

柳屋会長：以上で本日の審議会を終了します。ありがとうございました。

= 閉会 =